

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
マルワ興業株式会社	代表取締役 宇賀 恒介	高知県知事許可 (般-3) 第 9856 号	幡多郡三原村上下長谷 140-2

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和5年8月4日から同年10月3日まで (2月)
指名停止の理由	<p>マルワ興業株式会社は、別添の「指名停止事項該当業者報告書」のとおり、幡多土木事務所発注の「県道土佐清水宿毛線 防災・安全交付金工事(第9107-037-1号)」の競争入札に関し、令和5年7月4日に落札したにもかかわらず、当初配置予定の技術者の配置が困難となったとして契約を辞退したため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第21号(不正又は不誠実な行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係6の(1)の2(落札決定後辞退等)に該当</p>